

広島県告示第六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和八年六月一日

広島県知事 横 田 美 香

一 解除に係る保安林の所在場所

廿日市市宮内字入野一〇八三八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）